

市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	被害者	事件の概要
1	教育委員会	26.12.22	円 7,548,624	横浜市神奈川区在住者	平成23年5月20日、市立学校の体育館で、体育の授業中、被害者が、高鉄棒につかまり足を掛けようとしたところ、手が離れて劣化したマットの上に落下し、負傷したもの